

様式第1号（第4条関係）

香美町長 様

申請年月日 年 月 日

香美町移住支援金交付申請書

香美町移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日	
氏名			西暦 年 月 日	
住所	〒	電話 番号		
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	上記の家族の人数のうち、18歳未満の者の人数	人
		起業		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A.誓約する		B.誓約しない
別紙2「兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A.同意する		B.同意しない
別紙3「兵庫県移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A.該当する		B.該当しない
申請日から5年以上継続して香美町に居住する意志について		A.意志がある		B.意思がない

（就業・起業の場合のみ記載）

申請日から5年以上継続して、就業・起業する意志について		A.意思がある		B.意思がない
-----------------------------	--	---------	--	---------

（テレワークの場合のみ記載）

香美町への移住の意志について		A.自己の意思である		B.所属からの命令である
----------------	--	------------	--	--------------

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所・現住所への転入日

転出元住所	〒
転入日	

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他()

7 移住支援金の振込み口座

振込先金融機関	銀行 (金庫) 支店		
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※本人名義の口座に限る。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード等)	
--------------------------------	--

<添付書類>

【全ての方】

写真付き身分証明書(提示により本人確認ができる書類)

住民票除票又は戸籍附票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)

移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(振込口座の情報が確認できるもの。)

【東京23区への通勤者であった方】

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)

雇用保険被保険者証等(雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【東京23区に通勤していた個人事業主であった方】

開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

(開業届出済証明書等がない場合) 個人事業等の納税証明書等(必要に応じて複数年度分)

【東京23区に通勤していた法人経営者であった方】

登記簿謄本、登記事項証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

（登記簿謄本、登記事項証明書等が提出できない場合）法人設立届出書提出時の控え（税務署の受付印があるもの）
又は法人税等の納税証明書等（必要に応じて複数年度分）

【東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者であった方】

卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）

雇用保険被保険者証等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【世帯向けの金額を申請する場合】

移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

【移住支援金（就業）の場合】

就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

【移住支援金（テレワーク）の場合】

■企業に雇用されている方

所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）

■個人事業主

就業証明書（本人が証明）

開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等（就業証明書の根拠資料となる書類）

業務委託契約書等（移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類）

■法人経営者

所属先企業等の就業証明書

法人設立届出書提出時の控え（税務署の受付印があるもの）、法人税等の納税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書等（就業証明書の根拠資料となる書類）

業務委託契約書等（移住前、移住後。移住元での業務を継続していることが分かる書類）

【移住支援金（関係人口）の場合】

・就業先企業等の就業証明書（就職していることが確認できる書類）

【移住支援金（起業）の場合】

起業家支援事業 東京 23 区梓交付決定通知書の写し